

公的研究費等の内部監査規定

この規定は、株式会社クオレ・シー・キューブ（以下「当社」という。）における公的研究費の使用に関わるモニタリング及び監査制度を整備し、実施するために定めたものである。

（監査体制）

第1条 最高管理責任者の直轄的な組織として、内部監査部門を設置する。

- 2 最高管理責任者は担当者を指定し、その取りまとめ責任の下に、複数の組織から人員を確保してチームとして対応する。
- 3 ルール違反防止のためのシステムや業務の有効性、効率性といった側面に対する内部監査は、防止計画推進部署等が兼務して実施する。

（監査の実施）

第2条 内部監査部門は毎年1回、ルールに照らして会計書類の形式的要件等が具備されているかなど、財務情報に対するチェックを実施し、競争的研究費等の管理体制の不備の検証を行う。

- 2 内部監査部門は防止計画推進部署との連携を強化し、当社の実態に即して要因を分析した上で、不正が発生するリスクに対して重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施する。
- 3 リスクアプローチ監査の具体的な方法は以下の通りである。
 - (1) 研究者の一部を対象とした旅費の確認やヒアリング
 - (2) 非常勤雇用者の一部を対象とした勤務実態のヒアリング
 - (3) 納品後の物品等の現物確認
 - (4) 取引業者の帳簿との突合
 - (5) その他、必要に応じて確認を行う

（監査の検証・改善）

第3条 内部監査では、当社全体の見地に立った検証機能を果たすことが重要であるため、以下について実施する。

- (1) 機関全体のモニタリングが有効に機能する体制となっているか否かを確認・検証する。
- (2) 発注・検収・支払の現場におけるチェック及び防止計画推進部署によるそれらのモニタリングがともに機能しているか否かを確認する。
- (3) ルールそのものにも改善すべきことがないか検証する。

- 2 内部監査の実施に当たっては、過去の内部監査や、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングを通じて把握された不正発生要因に応じて、監査計画を随時見直し、効率化・適正化を図るとともに、専門的な知識を有する者（公認会計士や他の機関で監査業務の経験のある者等）を活用して内部監査の質の向上を図る。
- 3 内部監査部門は、防止計画推進部署から不正発生要因の情報を入手した上で、監査計画を適切に立案するとともに、防止計画推進部署においては、内部監査結果等を不正防止計画に反映させる。
- 4 内部監査の質を一定に保つため、監査手順を示したマニュアルを作成し、随時更新しながら関係者間で活用する。
- 5 内部監査部門及び監事は、監査の効果を発揮できるよう、機関のコンプライアンスを包括する部署や外部からの相談を受ける窓口等、機関内のあらゆる組織と連携するとともに、不正に関する通報内容を把握し、機関内で適切な対応がとられているかを確認する。

（情報提供）

第4条 内部監査部門は、効率的・効果的かつ多角的な内部監査を実施するために、監事及び会計監査人との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、機関における不正防止に関する内部統制の整備・運用状況や、モニタリング、内部監査の手法、競争的研究費等の運営・管理の在り方等について定期的に意見交換を行う。

（監査報告）

第5条 内部監査報告書をもって関係部署に通知し、必要に応じて対応措置を講ずる。

- 2 内部監査結果等については、コンプライアンス教育及び啓発活動にも活用するなどして周知を図り、会社全体として同様のリスクが発生しないよう徹底する。
- 3 内部監査報告書および関係書類は5年間保存する。

付則 2022年11月1日制定